

# 第 6 次琴平町総合計画策定支援業務

## 仕様書

令和8年4月 24 日  
琴平町企画防災課

### 1 適用範囲

本仕様書は、琴平町(以下「甲」という。)が実施する第 6 次琴平町総合計画策定支援業務(以下「本業務」という。)に適用するものであり、受託者(以下「乙」という。)が本業務を実施するにあたり、必要な事項を定めたものである。

### 2 業務目的

第 5 次琴平町総合計画(令和 3 年 3 月策定)は、令和 7 年度をもって計画期間が終了する。本来であれば令和 7 年度中に次期計画を策定すべきところであるが、現在進行中の各種施策・事業の方向性を十分に反映した実効性の高い計画とするため、策定期を 1 年延長し、令和 8 年度に策定するものである。本業務は、令和 9 年度からの新たなまちづくりの指針となる第 6 次琴平町総合計画(基本構想・基本計画)を策定するための支援業務である。

第 5 次琴平町総合計画は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という特殊な環境下で策定されたものであり、その後に本格化した様々な課題への対応が求められている。本町においては、人口減少・少子高齢化の進行、公共施設の整備・再配置、地域経済の持続的な発展、防災・減災対策の強化など、多岐にわたる課題に直面しており、これらを第 6 次琴平町総合計画にしっかりと盛り込み、実効性の高い計画とすることが求められている。

本業務では、令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間を見据え、本町の歴史・文化・観光資源などの地域の個性を活かしながら、5 年後の琴平町の将来像を明確に示す計画の策定を支援するものである。

### 3 業務実施期間

契約の日から令和9年3月31日とする。

### 4 計画の位置づけ

第6次琴平町総合計画は、以下の構成とする。

区分	内容	計画期間
基本構想	町の将来像・基本理念・基本目標を示すもの	令和9年度～令和13年度 (5年間)
基本計画	基本構想の理念に基づき、各分野の施策の方向性を示すもの	同上

### 5 全般事項

#### (1) 業務の管理

- 乙は、本業務の実施にあたって甲が貸与した資料については厳重に保管し、本業務の終了をもって甲に返却するものとする
- 乙は、本業務の推進状況やその他必要事項について、直接又は電子メールを通じて適宜甲に報告するものとする
- 本業務遂行のために関係官公署との調整が必要な場合については、甲と乙とが協議して対応するものとする

#### (2) 提出書類

乙は、業務の着手及び完了にあたり、次に掲げる書類を提出するものとし、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。

##### (業務着手時)

- ア 業務計画書
- イ 業務工程表
- ウ 着手届

- エ 業務責任者届
- オ 経歴書(業務責任者)

#### (業務完了時)

- ア 業務完了届
- イ 引渡書(納品書)
- ウ 請求書

### (3)業務責任者及び担当技術者

業務実施にあたり、乙は業務責任者及び担当技術者を配置する。業務責任者は業務の全般にわたり業務管理を行うとともに、担当技術者の技術的な監理を行う。

### (4)業務の打合せ及び協議

本業務期間中、乙は甲と緊密な連絡を保ち作業するため、推進状況の報告や打合せを行うものとする。なお、乙はその都度打合せ記録簿を作成し、甲に提出するものとする。打合せ協議は、着手時、中間3回、成果品納入時の計5回を基本とし、その他については適宜、電話、電子メール等により対応するものとする。

### (5)損害の賠償

本業務遂行中に乙が甲及び第三者に損害を与えた場合は直ちに甲にその状況及び内容を連絡し、甲の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は乙がこれを負うものとする。

### (6)成果品の瑕疵

乙は、納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、甲の指示に従い、必要な処理を行わなければならない。なお、瑕疵に対する処理経費は、乙が負担するものとする。

### (7)成果品の帰属

本業務の成果品は、すべて甲に帰属するものとし、乙は、甲の許可なく公表、貸与、使用してはならない。

### (8)守秘義務及び個人情報の保護

乙は、本業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。また、委託を受けた個人情報の秘密保護を図り善良なる管理者の注意をもって管理し、住民等の個人情報の外部への漏洩、滅失、毀損等を防止しなければならない。

### **(9)再委託の禁止**

本業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。一部再委託を行う場合は、事前に甲の承認を得ること。

### **(10)完了検査**

乙は、本業務の完了後、定められた形式の成果品を速やかに提出し、業務責任者立ち合いの上、甲の検査を受ける。成果品について甲より修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い、再検査の合格をもって作業の完了とする。

### **(11)疑義**

本仕様書に記載のない事項及び本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議のうえ、業務を遂行するものとする。

## **6 業務内容**

### **(1)計画・準備**

乙は、業務着手後速やかに業務計画書を作成し、甲の承認を得た上で業務を開始すること。

### **(2)現況把握及び地域データの分析**

以下の内容について調査・分析を行い、結果を取りまとめること。

1. 人口動態(人口推移・年齢構成・世帯数等)の分析
2. 社会経済環境の変化に関する分析
3. 国・県の政策動向の整理
4. 統計データ等を活用した地域の現状分析
5. 観光・産業・インフラ等、本町固有の地域特性の分析

### (3) アンケートを活用した町民ニーズの把握

1. 町民満足度・意向調査の設計・実施支援
  2. 調査結果の集計・分析
  3. 分析結果の報告書作成
- 対象: 町内在住者(無作為抽出)
  - 方法: 郵送または Web 等、甲と協議の上決定

### (4) 現行計画の進捗状況の確認

1. 第 5 次琴平町総合計画の施策・事業の進捗状況の整理
2. 成果と課題の分析
3. 第 6 次琴平町総合計画への反映事項の整理

### (5) 基本構想・基本計画の検討

1. 将来人口推計の実施
2. 基本理念・基本目標の検討支援
3. 施策体系の検討支援
4. 基本計画(各分野の施策の方向性)の検討支援
5. 現在進行中の各種施策・事業との整合性を踏まえた施策の位置づけの検討
6. 一般的な総合計画の構成・内容・表現方法にとらわれず、本町の歴史・文化・観光資源など地域の個性を活かした、琴平町らしい計画となるよう検討すること

### (6) 各種会議開催支援

以下の会議の開催を支援すること。資料作成・説明・議事録作成を含む。

会議名	回数	内容
作業部会	4 回	庁内関係課による検討・調整
策定委員会等	3 回	有識者・関係者による検討
総合計画審議会	3 回	町長諮問に基づく審議(琴平町総合計画審議会条例に基づく)

※ 総合計画審議会については、業務開始直後の令和 8 年 6~7 月に受託業者・町長・審議委員が一堂に会し、計画の方向性・課題認識を共有するキックオフ協議を実施する。正式な諮問(第 1 回審議会)は令和 8 年 10 月を予定する。

### **(7)各種個別計画との整合性の検討**

第5次総合計画に位置づけられた各分野の個別計画(地域福祉計画、国土強靱化地域計画、観光基本計画、公共施設等総合管理計画等)との整合性を整理し、体系図を作成すること。

### **(8)各課調整支援**

各担当課との調整を支援し、施策・事業の方向性について庁内の合意形成を図ること。

### **(9)町民ワークショップ開催支援**

1. ワークショップの企画・運営支援(2回程度)
2. ファシリテーション支援
3. 結果の取りまとめ・報告書作成

- 対象:町民(公募)
- 時期:甲と協議の上決定

### **(10)計画書原案作成**

1. 基本構想・基本計画の原稿作成(Word形式)
2. 図表・グラフ等のビジュアル化支援
3. 甲の確認・修正対応(複数回の修正に対応すること)

### **(11)パブリックコメントの実施支援**

1. パブリックコメント用資料の作成支援
2. 意見の集計・整理・対応案の作成支援

## **7 成果品**

本業務で納品すべき成果品として以下のものを作成し、納品するものとする。

成果品	仕様	部数
第6次琴平町総合計画(計画書本編)	カラー・A4判・50ページ程度	50部
概要版	カラー・A3判・2枚程度	50部
電子成果品	CD-ROM(Word・PDF形式)	1式
各種調査・分析報告書	A4判・PDF形式	1式

- 計画書原案については、3月議会(令和9年3月開催予定)での審議に間に合うよう、**令和9年2月1日までに提出**すること。
- すべての成果品は、議会での承認後、速やかに納品するものとし、**令和9年3月25日までに納品**すること。

## 8 業務スケジュール

時期	業務内容
令和8年6月	計画・準備、現況把握・データ分析
令和8年6~7月	アンケート実施、現行計画の進捗確認、審議委員との方向性キックオフ協議
令和8年7~9月	基本構想の検討、作業部会(4回)、ワークショップ(2回)
令和8年8~10月	基本計画の検討
令和8年9~11月	策定委員会等(3回)、個別計画との整合性検討
令和8年10~12月	各課調整支援、計画書原案作成
令和8年10月~令和9年1月	審議会(第1回:10月、第2回・第3回:以降順次)
令和8年12月~令和9年1月	パブリックコメント実施
令和9年1月	計画書最終取りまとめ
令和9年2月	計画書原案提出(2月1日)・3月議会対応
令和9年3月	議会審議対応・全成果品納品(3月25日)

## 9 その他

本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ甲と協議し、決定すること。